

発行登録追補目論見書

2020 年 6 月

三井住友信託銀行株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 31-関東 1-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年 6 月12日

【会社名】 三井住友信託銀行株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 橋 本 勝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

【電話番号】 03 (3286) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 後 藤 善 之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

【電話番号】 03 (3286) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 マーケット資金ビジネスユニット次長 木 村 裕 紀

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第14回無担保社債（3年債） 20,000百万円
第15回無担保社債（5年債） 30,000百万円
計 50,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年 4 月 4 日
効力発生日	2019年 4 月12日
有効期限	2021年 4 月11日
発行登録番号	31-関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
—	—	—	—	—
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 300,000百万円
(300,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】	4
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	5
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	9
5 【新規発行による手取金の使途】	9
第2 【売出要項】	10
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	11
第二部 【公開買付けに関する情報】	12
第1 【公開買付けの概要】	12
第2 【統合財務情報】	13
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	14
第三部 【参照情報】	15
第1 【参照書類】	15
第2 【参照書類の補完情報】	16
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	24
第四部 【保証会社等の情報】	25
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	26
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	27
・第8期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業績の概要	30

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	三井住友信託銀行株式会社第14回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.110%
利払日	毎年6月19日及び12月19日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2020年12月19日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年6月19日及び12月19日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2023年6月19日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年6月19日にその総額を償還する。 (2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年6月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年6月19日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、当社の所有する資産に担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。 2 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA A－（ダブルA マイナス）の信用格付を2020年6月12日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA 1（Aワン）の信用格付を2020年6月12日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または

財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体または債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、または公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。
 - ① 当社が本社債の利息の支払いを怠り、5銀行営業日が経過してもこれを履行または解消できないとき。
 - ② 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
 - ③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。
 - ⑤ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - ⑥ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 本(注)4(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。
- (3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、本社債の元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)9の発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本(注)7(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
- 8 社債権者集会
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- 9 発行代理人及び支払代理人
三井住友信託銀行株式会社
- 10 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	10,400	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,200	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,200	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	1,200	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	600	
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	600	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	200	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	200	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	200	
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	200	
計	—	20,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	三井住友信託銀行株式会社第15回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金30,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金30,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.200%
利払日	毎年6月19日及び12月19日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2020年12月19日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年6月19日及び12月19日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2025年6月19日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2025年6月19日にその総額を償還する。 (2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年6月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年6月19日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、当社の所有する資産に担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。 2 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA A－（ダブルA マイナス）の信用格付を2020年6月12日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA 1（Aワン）の信用格付を2020年6月12日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムー

ディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体または債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、または公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moody's.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。

- ① 当社が本社債の利息の支払いを怠り、5銀行営業日が経過してもこれを履行または解消できないとき。
- ② 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- ③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。
- ⑤ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- ⑥ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本(注)4(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、本社債の元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)9の発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所

の認可を必要とする。

(2) 本(注) 7 (1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 発行代理人及び支払代理人 三井住友信託銀行株式会社

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	15,600	1 引受人は本社債の 全額につき連帯し て買取引受を行 う。 2 本社債の引受手数 料は各社債の金額 100円につき金35 銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	4,800	
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	4,800	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番６号	1,800	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号	900	
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	900	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	300	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目７番１号	300	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番１号	300	
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号	300	
計	—	30,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
50,000	183	49,817

(注) 上記金額は、第14回無担保社債及び第15回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額49,817百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第 2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 **【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第 7 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日) 2019 年 6 月 28 日関東財務局長に提出

2 **【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第 8 期中(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日) 2019 年 11 月 28 日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年6月12日）までの間において生じた変更その他の事由を反映し、その全体を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載の事項を除き、本発行登録追補書類提出日（2020年6月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

当グループでは、フォワードルッキングな視点で、1年以内に当グループの事業執行能力や業績目標に重大な影響をもたらす可能性があると考えているリスクをトップリスク、中長期的に重大な影響をもたらす可能性があると考えているリスクをエマージングリスクとして、経営者が定期的に選定のうえ、リスクの状況をモニタリング、コントロールしながら、対応策を講じております。以下の記載における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において当グループが判断したものです。

(1) トップリスク及びエマージングリスクとリスク対応策

トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
①新型コロナウイルス感染症の世界的流行に関するリスク 新型コロナウイルス感染症の世界的流行が長期化することにより、世界経済に悪影響をもたらす可能性があります。当グループにおいては、事業戦略への悪影響や、与信先の事業等への悪影響を通じて、信用ポートフォリオの質が悪化し、与信関係費用が増加する可能性があります。また、当グループの従業員、関係者への感染が増加すれば、業務継続が困難となる可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。	・信用ポートフォリオについては、定期的にマクロ経済シナリオをベースにしたストレステストを実施しており、ストレス時のアクションプランを策定しております。2020年3月期については、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績悪化の影響が懸念される業種及び商品（以下、「業種等」）を特定のうえ、当該業種等に属する一部の与信について、内部格付制度上の内部格付が一定程度低下すると仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失に対して追加的な貸倒引当金を計上しております。 ・業務継続に関するリスクについては、新型インフルエンザ等の感染症発生時の業務継続体制を整備しており、足許では、国内外の状況を日々モニタリングする体制の下、機動的な対応をすることで、顧客サービス能力の維持と当グループの従業員の安全確保に努めております。 ・なお、当グループにおけるビジネスへの影響がどの程度にまで及ぶかは、現時点では不確実性があります。
②政策保有株式（特定投資株式）等の価格下落に関するリスク 当グループは、「株式等の政策保有に関する方針」に基づき、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、取引先等の株式等を保有しております。大幅な株価下落の場合には保有株式の減損処理や評価損益の悪化を通じて、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。	・当社では、保有している政策保有株式（特定投資株式）に係る時価変動リスクに対して、相場変動を相殺するため、経営会議でヘッジ方針を決議のうえ、ヘッジ取引を実施しております。 ・当該ヘッジ取引実施後の正味の時価変動リスクは、日次で計測されALM審議会構成員に報告されております。

③信用ポートフォリオにおける大口与信先への与信集中リスク 多額の信用を供与している取引先グループ（以下、「大口与信先」）の信用状況が悪化した場合、多額の与信関係費用が発生する可能性があります。また、担保取得等のリスク軽減措置を講じていたとしても担保価値の下落その他予期せざる理由により与信関係費用が発生する可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。	・信用格付に応じて取引限度額を設け、大口与信先毎に信用供与額を管理しております。 ・当社では、大口与信先に対する与信集中の状況、大口与信先の信用格付の状況について月次でモニタリングを実施し、投融資審議会に報告しております。また、定期的に与信集中リスクに関するストレステストを実施する等、当グループに与える影響を勘案した大口与信先リスク管理もあわせて実施しております。
④不動産市況変動リスク 国内外の不動産市況の変動により、当グループの不動産業向け与信取引と不動産の仲介・媒介業務に悪影響が及ぶ可能性があります。不動産業向け与信取引では、不動産業に特有の要因でクレジットの質が低下した場合には、その回収率が低下し、これにより与信関係費用が増加する可能性があります。 また、不動産の仲介・媒介を行う不動産事業では、不動産市況の低迷により、不動産取引量が減少、不動産仲介・媒介に係る手数料収入が減少する可能性があります。これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。	・当社では、国内外の不動産市況、不動産業向け与信取引の状況を月次でモニタリングし、対応策とともに投融資審議会に報告しております。また、定期的に不動産業向け与信リスクに関するストレステストを実施する等、当グループに与える影響を勘案したセクター集中リスク管理もあわせて実施しております。
⑤流動性に関するリスク 国内外の景気悪化、金融市場の混乱等で資金流動性が低下した場合、保有資産の市場流動性が著しく低下し、その結果、保有資産の価値が下落する可能性があります。また、当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生し、予想外の資金流出が発生した場合には、資金調達コストの増加や外貨資金調達等に困難が生じる可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。	・当グループでは、主要な流動性指標を日次でモニタリングしております。 ・金融環境が急変した場合に機動的に対応できるよう予めアクションプランを策定し、定期的に危機時対応訓練を実施しております。 ・当社では、定期的に流動性リスクに関するストレステストを実施しALM審議会に報告する等、当グループに与える影響を勘案した流動性リスク管理もあわせて実施しております。
⑥サイバー攻撃に関するリスク 企業活動に深刻な影響を与えるマルウェアの感染、DDoS※1攻撃、及びBEC※2（Eメール詐欺）は、日本国内においても増加がみられ、金融業界全体でますます大きな脅威となっています。 サイバー攻撃に対しては、継続して対策・強化策を実施しておりますが、攻撃方法は絶えず進化しており、最新の攻撃に対しては万全ではない可能性があります。このため、同攻撃により、当グループのサービスの停止や情報漏洩、データの破壊・改ざん等が発生し、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。※1 Distributed Denial of Service attack ※2 Business Email Compromise	・当グループは、「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定のうへ、経営の重要課題として対策に取り組んでおります。具体的な取組としては、主要グループ関係会社におけるサイバーセキュリティに関する第三者評価作業の実施など態勢面での対応に加え、統合ログ監視の導入やDDoS攻撃対策の高度化による技術的なセキュリティ向上を行う等、多様なサイバー攻撃に対する各種対応を推進しております。 ・サイバーセキュリティに対する取組は年度計画として策定のうへ、実施状況等について、オペレーショナル・リスク管理委員会などに定期的に報告し、審議を行っております。

⑦金融犯罪を未然に検知し防止する能力に関するリスク マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の金融犯罪を未然に検出・防止する能力に関して、金融当局は、金融機関に対し引き続き、高い期待を持っております。当グループは、当局と協力しながら対応しておりますが、金融犯罪は巧妙化しており、将来的には金融犯罪リスク管理態勢の不備を当局から指摘され、行政処分の対象となる可能性もあります。これにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。	当グループは、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に評価したうえで、当グループが直面するマネー・ローンダリング、テロ資金供与等のリスクを低減させるため、従業員に対する教育・研修等によるコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、システム面を含む顧客管理態勢の高度化に努めております。
⑧データ管理に関するリスク 当グループは、お客様への様々なサービスの提供や対外的な報告等のため、多くのシステム等を使用しております。その中には、個人情報を含む様々な情報が含まれております。当該経営情報等の管理について、バーゼル銀行監督委員会の「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則（BCBS239）」に沿って確立したデータガバナンス体制を適用する業務範囲の拡大と高度化が必要となります。これらの経営情報等のデータ管理プロセスに不備があることにより、経営の意思決定等を誤り、当グループの企業価値の低下や信頼を失う可能性があります。これにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。	- 当グループは、個人情報、経営情報の管理に関する規程類を整備し、継続的なデータ管理の強化・高度化に努めております。 - 情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、従業員に対する教育・研修等により情報管理の重要性について周知徹底しております。
⑨ビジネスモデルの持続性に関するリスク （資金ビジネスの資金利益が減少するリスク） 取引先の資金需要低迷や、銀行間の融資競争の激化によるさらなる貸出金利低下により、資金利益が減少する可能性があります。 （手数料ビジネスのビジネスモデル変革リスク） 当グループが提供する個人向けコンサルティング業務は、同業他社との競争激化、あるいは、デジタル化進展に伴う他業種からの新規参入等により、将来的に手数料収入が減少する可能性があります。 これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。	- 資金ビジネスに関しては、信用ポートフォリオの状況を定期的にモニタリングしながら、リスク・リターンを向上させるための各種施策を実施しております。 - また、定期的に、マクロ経済シナリオをベースにした中期的なポートフォリオシミュレーションを実施し、ストレス時の対応策等も協議しております。 - 手数料ビジネスに関しては、当グループは、「人生100年時代」を迎え、多様化する各世代のニーズにより的確に答えるビジネスモデルへの進化・高度化に努めております。また、デジタル活用も含めた事務効率化等により、コスト構造改善にも努め、競争力の強化を図っております。
⑩気候変動に関するリスク 中長期的気候変動により、自然環境や社会インフラ、顧客の資産等に物理的被害が及ぶリスク（物理的リスク）が増加したり、政策変更や、気候変動に対する金融市場の選好や社会通念の変化、技術革新等による低炭素社会への急速な移行（移行リスク）が起こることにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 具体的には、自然災害により与信先の信用状況や担保資産の価値が悪化し、当グループの信用ポートフォリオに悪影響をもたらすリスク（物理的リスク）や、低炭素社会への急速な移行により、二酸化炭素を多く排出する企業が発行する有価証券や当該企業向け貸出金等、当グループの保有資産の価格が下落するリスク等（移行リスク）があります。	- 当グループは、金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終提言（2017年6月）に基づき、気候変動関連リスクを全社的リスク管理の枠組みの中で管理していきます。 - 信用リスク管理において、セクターポリシーを策定し、温暖化ガスの排出量が多い石炭火力発電所向けの新規融資は原則禁止することとしており、関連指標を定期的にモニタリングしております。 - 中長期的な視点で、移行リスク、物理的リスクが当グループに与えるインパクトを計測するシミュレーションを実施しております。

⑪イノベーションに関するリスク フィンテック等、金融ビジネスに関わるテクノロジーの高度化は、業界の垣根を越えて進歩し、お客様の行動にも変化が生じております。当グループがこのような変化に適応できない場合、競争力の低下や事業規模の縮小等につながる可能性があります、これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。	・デジタル技術を活用した既存業務のオペレーションの効率化や、信託銀行固有の領域における新たなプラットフォームの構築等に取り組んでいきます。
⑫日本の少子高齢化の進展に関するリスク わが国の人口動態の変化により、当グループのお客様の年齢構成等も中長期的に変化していきます。当グループの個人向けコンサルティング業務、住宅ローン業務のお客様が中長期的に減少する可能性があります、これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。	・「人生100年時代」を迎え、老後資金準備への不安により資産形成機運が高まっており、信託銀行の多彩な機能を活用した当グループならではのビジネスモデルへの進化・高度化に努めております。

(2) その他のリスク

(1) トップリスク及びエマージングリスク以外の主要なリスクには以下のようなものがあります。

イ. 事業面に関するリスク（(1) トップリスク及びエマージングリスクに記載するものを除く）

① 事業戦略に関するリスク

当グループは収益力強化の観点から様々な事業戦略を展開しておりますが、以下の要因により当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(i) 経済環境・市場環境・企業業績の悪化、同業他社との競争激化等の外部要因の変化等によって、事業戦略が奏功せず、当初想定した成果を生まない可能性があります。

(ii) 当グループは、顧客サービスの向上、コスト競争力の強化等を目的として、他社との提携や合併等を通じて、効率的なグループ経営を行うことにより、当グループとしての中長期的な収益力強化を図っておりますが、他社との提携や合併等に伴うコスト、採用する事業・再編戦略や会計方針、事業環境の変化、その他の外部要因等により、期待通りのサービス提供や成果を確保できない可能性があります。また、そのような提携や合併等には、当グループと相手先との利益相反や意見対立、提携や合併等の解消等様々なリスクがあります。

(iii) 当グループの業務範囲の拡大、金融サービスや管理システムの高度化に伴って、当グループが従来経験のない、もしくは予想されなかったリスクあるいはより複雑なリスクに晒される可能性があります。

② 企業買収・出資・資本提携等に関するリスク

当グループは、企業価値の向上を目的として、企業買収、出資、資本提携、子会社の設立等を行っており、今後同様の企業買収等を行う可能性があります。しかし、これら企業買収等は、法制度の変更、競争環境の変化等により、想定どおりの効果が得られない可能性があります。また、企業の財務内容や契約関係等の事前調査を十分に行っておりますが、買収後に未認識の偶発債務が発生した場合や、当該子会社等の利益が、期待した水準を大幅に下回った場合には、子会社株式及びのれんの残高について、相当の減額を行う必要が生じる可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 子会社・関連会社等に関するリスク

当グループは、グループ会社間の連携により、顧客基盤の拡大やソリューション提供力の強化等による連結収益の拡大に取り組むとともに、経費削減等を通じた効率性の向上に努めております。当グループがグループ内の連携による収益効果を得られるかどうかは不確定であり、子会社・関連会社の事業又は経営の悪化により、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

④ 信託事業に関するリスク

当グループは、取引先に提供する信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について、元本補てん契約を結んでおります。信託勘定には債権償却準備金を計上しておりますが、これを充当しても元本に損失が生じた場合には、その補てんのための支払を行う可能性があります。また、元本補てん契約のない信託商品についても、信託事業を遂行する上で、受託者としての責任において負担すべき債務・費用が発生する可能性があります。

また、資産運用業務において、運用成績が市場のベンチマークや他社の運用商品に劣る結果となった場合には、委託者が運用を委託している資金を引き揚げる可能性があり、当グループの業績が悪化する可能性があります。

⑤ 規制・制度の変更に関するリスク

当グループは、事業活動を行う上で、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制の法令諸規制等の影響を受けております。これらの法令諸規制等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等により、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ LIBOR等の指標金利に関するリスク

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）等の指標金利の公表停止及び後継指標への移行に際して、後継指標の選定、移行時期、ヘッジ会計上の取扱い等、未だ決定されていない事項が多く、参照金利や評価方法の変更等により、指標金利を参照する当グループの金融資産及び金融負債について損失が発生し、また、追加のシステム開発が必要になることに伴う費用等が増加する可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

ロ. 業務面に関するリスク（(1) トップリスク及びエマージングリスクに記載するものを除く）

① 法務・コンプライアンスリスク

当グループは、銀行法、金融商品取引法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の各種法令諸規則等の遵守を徹底しておりますが、役員及び社員が遵守を怠った場合、当グループに対する罰則・行政処分や市場での評価の失墜を招く可能性があります。また、当グループが提供する商品・サービスが顧客の期待に合致せず、業務遂行の過程で発生する様々なトラブルやクレームに起因して損害賠償請求訴訟を提起される可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

② 事務リスク

当グループは、内部規定及び事務処理体制の整備、事務処理状況の定期的な点検、本部の事務指導等によって、適正な事務の遂行に努めておりますが、役員・従業員・外部委託先要員が事務処理の過誤や不正等を起こした場合、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 外部委託に関するリスク

当グループは、様々な業務の外部委託を行っております。外部委託を行うにあたっては委託先の適格性や委託内容、形態を含め十分な検討を行っておりますが、委託先の選択が不適切であった場合、委託先において重大な事務過誤等が発生した場合等には、当グループにおいても間接的・直接的に悪影響を受ける可能性があります。これにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

④ 情報セキュリティリスク

当グループは、内部規定及び情報管理体制の整備や社内教育の徹底等によって、顧客情報や社内機密情報の漏洩への対策を講じておりますが、役員・従業員・外部委託先要員の不注意や不正行為等により顧客情報や社内機密情報が外部に漏洩した場合、当グループが行政処分や損害賠償等の請求を受ける可能性があります。これにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑤ 人材に関するリスク

当グループは、幅広い分野で高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成することができない場合には、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、人権問題（ハラスメントを含む）等が発生した場合、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑦ 災害等の発生に伴うリスク

当グループは国内外の営業拠点やシステムセンター等の業務施設において事業活動を行っており、これら施設等や、その他当グループが保有する有形資産（動産・不動産・設備・備品等）及び従事する役員及び従業員は、火災、爆発、停電、戦争、犯罪・テロ、資産管理の瑕疵、あるいは新型インフルエンザ等の感染症等による被害を受ける可能性があります。こうした事態が発生した場合、その被害の程度によっては、当グループの業務の全部又は一部の継続が困難になる等、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑧ 風評リスク

当グループや金融業界一般に対して否定的な内容の報道がなされたり、インターネット等の情報媒体において、否定的な内容の風評・風説が流布することがあります。その内容が正確か否かにかかわらず、こうした報道・風評・風説により、金融業界一般又は当グループのイメージや株価に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑨ リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当グループは、リスク管理の方針及び手続の強化に努めております。しかしながら、新しい分野への業務進出や急速な業務展開、または外部環境の変化により、リスクを特定・管理するための方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当グループのリスク管理の方針及び手続の一部は、過去の経験・データに基づいて構築されたものもあること、将来のリスクの顕在化を正確に予測し対処することには限界があることもあり、有効に機能しない可能性があります。こうした当グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合には、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

ハ、財務面に関するリスク（(1) トップリスク及びエマージングリスクに記載するものを除く）

① 信用リスク

(i) 不良債権の状況

国内外の景気動向、不動産・株式市場を含む金融経済環境の変化及び貸出先の経営状況等により、当グループの不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ii) 貸倒引当金

当グループは、貸出先の状況、差入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて貸倒引当金を計上しております。従って、実際の貸倒費用が貸倒引当金計上時点における見積りと乖離する可能性があります。また、経済情勢全般の悪化、貸出先の信用状況の変化、担保価値の下落その他予期せざる理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

(iii) 貸出先への金融支援

当グループは、貸出債権等の回収実効性を確保することを目的として、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、債権者として有する法的な権利を必ずしも行使せず、状況に応じて債権放棄や追加貸出等の金融支援を行うことがあります。そのような場合には、与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

(iv) 他の金融機関の動向による影響

急速な貸出金回収や取組方針の変更等、他の金融機関の動向によっては、当該貸出先の経営状態が悪化する可能性や追加融資を求められる可能性があります。そのような場合には、与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

② 市場リスク

当グループは、バンキング業務又はトレーディング業務として、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し投資活動を行っております。これらの活動による損益は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等のリスクに晒されており、その結果、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 退職給付債務に関するリスク

当グループの年金資産の価値の下落や退職給付債務の計算の前提となる期待運用利回りの低下等の数理上の仮定に変化があった場合、当グループの未積立退職給付債務が変動する可能性があります。また、金利環境の変化等によって未積立退職給付債務や退職給付費用に悪影響が及ぶ可能性、年金制度の変更によって未認識の過去勤務費用が発生する可能性及び会計基準の変更によって財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

④ 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は将来の課税所得の見積額等に基づき計上されております。経営環境の変化等に伴う課税所得の見積額の変更等によって繰延税金資産の取崩しが必要となった場合、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑤ 自己資本比率等に関するリスク

当グループには、銀行法に定める自己資本比率等に関する規制が適用されるため、自己資本比率やレバレッジ比率等の規制比率を所要水準以上に維持する必要があります。

当社の自己資本比率やレバレッジ比率等が、要求される水準を満たすことができなかった場合には、その水準に応じて、金融庁から経営改善計画の提出や業務の全部又は一部の停止を含む様々な命令を受けることとなり、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 格付低下のリスク

格付機関が格付を引き下げた場合には、当グループの資本・資金調達の取引条件の悪化、もしくは取引そのものが制限される可能性があります。また、当グループのデリバティブ取引に関して追加担保を要求される、既存の顧客取引が解約される等の事態が発生する可能性もあります。このような場合には、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友信託銀行株式会社 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会 社 名 三井住友信託銀行株式会社
代表者の役職氏名 取締役社長 橋 本 勝

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（2019年4月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

三井住友信託銀行株式会社第13回無担保社債（社債間限定同順位特約付） (2018年7月11日の募集)

券面総額又は振替社債の総額	20,000百万円
合計額	20,000百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

2020年3月31日現在、当社及び当社の関係会社は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の下、当社、連結子会社39社及び持分法適用関連会社23社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。



2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
		(自 2014 年 4 月 1 日 至 2015 年 3 月 31 日)	(自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日)	(自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)	(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
連結経常収益	百万円	1, 184, 096	1, 163, 628	1, 244, 658	1, 333, 477	1, 450, 257
うち連結信託報酬	百万円	99, 231	100, 175	94, 289	94, 624	100, 301
連結経常利益	百万円	275, 040	242, 481	177, 667	226, 345	251, 344
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	153, 203	140, 749	113, 141	155, 875	161, 545
連結包括利益	百万円	491, 989	36, 020	151, 840	232, 204	79, 333
連結純資産額	百万円	2, 568, 141	2, 542, 469	2, 633, 005	2, 717, 588	2, 499, 879
連結総資産額	百万円	44, 070, 299	51, 613, 282	52, 540, 547	54, 810, 805	56, 941, 609
1 株当たり純資産額	円	1, 419. 86	1, 404. 45	1, 457. 73	1, 537. 23	1, 472. 33
1 株当たり当期純利益	円	90. 11	84. 05	67. 56	93. 08	96. 47
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5. 39	4. 55	4. 64	4. 69	4. 32
連結自己資本利益率	%	6. 97	5. 95	4. 72	6. 21	6. 41
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	469, 341	6, 294, 492	389, 183	2, 369, 481	1, 113, 363
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1, 664, 706	△423, 362	△381, 965	△783, 848	△188, 024
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△387, 835	△52, 705	33, 914	△72, 362	△200, 049
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	6, 015, 607	11, 828, 250	11, 856, 847	13, 361, 241	14, 076, 767
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	19, 746 [2, 329]	20, 639 [2, 351]	20, 869 [2, 312]	20, 952 [2, 204]	20, 819 [2, 102]
信託財産額	百万円	152, 664, 958	174, 908, 223	188, 467, 733	201, 698, 118	211, 350, 067

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結自己資本額で除して算出しております。
5. 連結株価収益率は、株式が非上場であるため、記載しておりません。
6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社 1 社です。

(2) 単体

回次		第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
決算年月		2015 年 3 月	2016 年 3 月	2017 年 3 月	2018 年 3 月	2019 年 3 月
経常収益	百万円	807, 234	773, 221	809, 556	889, 145	1, 017, 859
うち信託報酬	百万円	99, 231	100, 288	94, 289	94, 870	100, 972
経常利益	百万円	230, 033	218, 877	117, 311	172, 967	209, 094
当期純利益	百万円	130, 546	143, 154	77, 663	117, 980	148, 661
資本金	百万円	342, 037	342, 037	342, 037	342, 037	342, 037
発行済株式総数 普通株式 第二種優先株式	千株	1, 674, 537 —	1, 674, 537 —	1, 674, 537 —	1, 674, 537 —	1, 674, 537 —
純資産額	百万円	2, 228, 533	2, 285, 263	2, 309, 724	2, 372, 266	2, 271, 838
総資産額	百万円	42, 705, 462	50, 256, 590	50, 969, 247	53, 161, 437	55, 223, 770
預金残高	百万円	24, 855, 580	26, 467, 412	29, 019, 323	29, 392, 255	31, 744, 181
貸出金残高	百万円	25, 826, 433	27, 044, 368	28, 158, 969	28, 259, 093	29, 404, 142
有価証券残高	百万円	5, 039, 688	5, 311, 214	5, 518, 947	5, 972, 337	6, 091, 898
1 株当たり純資産額	円	1, 330. 83	1, 364. 71	1, 379. 32	1, 416. 67	1, 356. 69
1 株当たり配当額 (内 1 株当たり中間配当額) 普通株式 第二種優先株式	円	34. 14 (13. 51) 21. 15 (21. 15)	32. 52 (11. 98) — (—)	53. 99 (12. 04) — (—)	67. 16 (12. 62) — (—)	96. 05 (45. 40) — (—)
1 株当たり当期純利益	円	76. 58	85. 48	46. 37	70. 45	88. 77
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5. 21	4. 54	4. 53	4. 46	4. 11
自己資本利益率	%	6. 22	6. 34	3. 38	5. 03	6. 40
配当性向	%	44. 57	38. 04	116. 41	95. 32	108. 19
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	13, 552 [787]	13, 463 [684]	13, 647 [643]	13, 659 [582]	13, 469 [495]
信託財産額	百万円	152, 664, 958	174, 908, 223	188, 467, 733	201, 698, 118	211, 350, 067
信託勘定貸出金残高	百万円	781, 607	1, 072, 436	1, 410, 062	1, 306, 319	1, 445, 195
信託勘定有価証券残高	百万円	1, 578, 475	1, 954, 552	3, 077, 763	1, 834, 427	1, 253, 465

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第 7 期 (2019 年 3 月) の普通株式の中間配当についての取締役会決議は 2018 年 11 月 14 日に行いました。
3. 第 7 期 (2019 年 3 月) の現物配当については、1 株当たり配当額及び配当性向に含めておりません。
4. 「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
6. 自己資本利益率は、当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均自己資本額で除して算出しております。
7. 株価収益率、株主総利回り及び最高・最低株価は、株式が非上場であるため、記載しておりません。

第8期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業績の概要

2020年5月14日開催の取締役会において承認された第8期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の計算書類は以下のとおりであります。

この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される財務書類ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

なお、計算書類に記載した金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

第8期末（2020年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	預 け	金 12,916,014	預 金		30,537,466
現 預 け		金 80,966	当 座 預 金		1,164,341
コ ー ル	口	金 12,835,048	普 通 預 金		7,371,011
買 現 先 勘 定	ン	71,236	貯 蓄 預 金		1,863
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		1,220,761	通 知 預 金		41,015
買 入 金 銭 債 権		740,658	定 期 預 金		20,565,418
特 定 取 引 資 産		64,146	そ の 他 の 預 金		1,393,816
商 品 有 価 証 券		609,158	譲 渡 性 預 金		6,112,992
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		6,096	コ ー ル マ ネ		201,249
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		13	売 現 先 勘 定		1,558,919
特 定 金 融 派 生 商 品		498	特 定 取 引 負 債		371,950
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産		450,031	借 入		371,950
金 銭 の 信 託		152,518	借 入		5,973,015
有 価 証 券		99	外 国 為 替		5,973,015
国 債		6,625,035	外 国 他 店 預 り		23,724
地 方 債		1,480,909	外 国 他 店 為 替		20,691
社 債		14,785	未 払 外 国 為 替		1
そ の 他 の 証 券		729,623	短 期 社 債		3,030
貸 出 金		1,405,587	社 債		1,136,819
割 引 手 賃 形		2,994,129	信 託 勘 定 負 債		415,368
手 証 書 貸 付		1,123	そ の 他 負 債		4,750,289
当 座 貸 付		367,094	未 決 済 為 替 借		1,026,229
外 国 為 替		27,130,353	未 払 法 人 税		1,123
外 国 他 店 預 け		2,454,941	未 払 費 用		80,115
そ の 他 資 産		36,952	前 受 収		18,828
未 決 済 為 替		36,952	先 物 取 引 差 金 勘 定		977
未 払 費 用		1,650,474	借 入 商 品 債 券		10,087
未 収 収		1,057	金 融 派 生 商 品		536,831
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		2,225	金 融 商 品 等 受 入 担 保		134,626
先 物 取 引 差 金 勘 定		109,444	リ ー ス 債 務		5,720
金 融 派 生 商 品		5,937	資 産 除 去 債 務		3,277
金 融 商 品 等 差 入 担 保		1,994	そ の 他 の 負 債		223,476
そ の 他 の 資 産		425,477	賞 与 引 当 金		9,909
有 形 固 定 資 産		801,997	役 員 賞 与 引 当 金		74
建 物		302,340	株 式 給 付 引 当 金		219
土 地		189,926	退 職 給 付 引 当 金		736
建 設 仮 勘 定 資 産		65,089	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		4,867
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		104,535	偶 発 損 失 引 当 金		1,440
無 形 固 定 資 産		4,280	繰 延 税 金 負 債		91,860
ソ フ ト ウ ェ ア		363	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		2,439
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		15,658	支 払 承 諾		359,757
前 払 年 金 費 用		70,937	負 債 の 部 合 計		52,579,329
支 払 承 諾 見 返 金		67,335			
貸 倒 引 当 金		3,602			
		186,272	(純 資 産 の 部)		
		359,757	資 本	金 342,037	
		△ 98,191	資 本 剰 余 金	343,066	
			資 本 準 備 金	273,016	
			そ の 他 資 本 剰 余 金	70,049	
			利 益 剰 余 金	1,020,763	
			利 益 準 備 金	69,020	
			そ の 他 利 益 剰 余 金	951,742	
			別 途 準 備 金	371,870	
			繰 越 利 益 剰 余 金	579,872	
			株 主 資 本 合 計	1,705,866	
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	363,461	
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 48,002	
			土 地 再 評 価 差 額 金	△ 3,901	
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	311,558	
			純 資 産 の 部 合 計	2,017,424	
資 産 の 部 合 計		54,596,753	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		54,596,753

第8期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		1,036,047
信託報酬		99,816
資金運用収益		474,575
貸出金利	息	331,371
有価証券利息配当金		104,306
コールローン利息		950
買現先利	息	571
債権借取引受入利	息	0
預け金利	息	34,196
その他の受入利	息	3,179
役 務 取 引 等 収 益		185,849
受入為替手数料	料	1,475
その他の役務	収 益	184,373
特 定 取 引 収 益		102,189
商品有価証券	収 益	787
特定取引有価証券	収 益	1,034
特定金融派生商品	収 益	100,309
その他の特定取引	収 益	57
そ の 他 業 務 収 益		94,420
外国為替売買	益	48,614
外国債等債権	売 却 益	45,716
その他の業務	収 益	88
そ の 他 経 常 収 益		79,195
償却債権取立	益	615
株式等売却	益	64,976
その他の経常	収 益	13,603
経 常 費 用		859,603
資金調達費用		356,435
預金金利	息	121,989
譲渡性預金	利 息	81,014
コールマネー	利 息	2,587
売現先利	息	31,712
債権借取引支払	利 息	2,302
借入金	利 息	19,051
短期社債	利 息	28,928
社債	利 息	8,044
金利スワップ	支 払 利 息	42,448
その他の支払	利 息	18,356
役 務 取 引 等 費 用		95,322
支払為替手数料	料	721
その他の役務	費 用	94,601
そ の 他 業 務 費 用		51,868
国債等債権	売 却 損	11,295
国債等債権	償 却	440
金融派生商品	費 用	40,059
その他の業務	費 用	72
営 業 経 常 費 用		252,579
の 他 経 常 費 用		103,396
貸倒引当金繰入	額	33,472
貸出金	償 却	1,360
株式等売却	損	13,036
株式等	償 却	35,249
その他の経常	費 用	20,276
経 常 利 益		176,443

第8期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特 別 利 益		3,154
特 別 固 定 資 産 処 分 益	3,154	
特 別 損 失		2,078
特 別 固 定 資 産 処 分 損 失	595	
減 損 損 失	1,482	
税 引 前 当 期 純 利 益		177,519
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,180	
法 人 税 等 調 整 額	△ 6,367	
法 人 税 等 合 計		52,813
当 期 純 利 益		124,706

第8期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	342,037	273,016	118,594	391,610	69,020	1,026,941	1,095,962	1,829,610
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△ 48,544	△ 48,544		△ 201,461	△ 201,461	△ 250,006
当 期 純 利 益						124,706	124,706	124,706
土地再評価差額金の取崩						1,555	1,555	1,555
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 48,544	△ 48,544	—	△ 75,199	△ 75,199	△ 123,744
当 期 末 残 高	342,037	273,016	70,049	343,066	69,020	951,742	1,020,763	1,705,866

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	475,633	△ 31,061	△ 2,345	442,227	2,271,838
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 250,006
当 期 純 利 益					124,706
土地再評価差額金の取崩					1,555
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 112,171	△ 16,941	△ 1,555	△ 130,669	△ 130,669
当 期 変 動 額 合 計	△ 112,171	△ 16,941	△ 1,555	△ 130,669	△ 254,413
当 期 末 残 高	363,461	△ 48,002	△ 3,901	311,558	2,017,424

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,889百万円であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大が債務者に与える影響に鑑み、貸倒実績率に必要な修正を加えて計上しております。

具体的には新型コロナウイルス感染症の拡大による業績悪化の影響が懸念される業種及び商品（以下、「業種等」）を特定し、当該業種等に属する一部の与信について、内部格付制度上の内部格付が一定程度低下すると仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失に対して追加的な貸倒引当金を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 ： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発

生の翌事業年度から損益処理

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は35百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジとして処理する方法を適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定め

を適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 402,878百万円
2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は1,197,832百万円、再貸付に供している有価証券は1,139,619百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものはございません。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,176百万円、延滞債権額は41,158百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は3,341百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は34,697百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は82,373百万円であります。
 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,123百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

特定取引資産	3,000百万円
有価証券	2,096,949百万円
貸出金	5,333,167百万円
その他資産	91,163百万円

 担保資産に対応する債務

預金	22,045百万円
コールマネー	54,345百万円
売現先勘定	582,927百万円
借入金	3,691,639百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券329,749百万円を差し入れております。
 また、その他の資産には、保証金21,204百万円、現先取引差入担保金8,759百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は12,838,059百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,321,326百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日及び1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格、同条第3号に定める当該事業用の土地の課税台帳に登録されている価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

- | | |
|--|--------------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 154,056百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 26,785百万円 |
| 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金700,000百万円が含まれております。このうち、実質破綻時債務免除特約付劣後借入金は、650,000百万円であります。 | |
| 14. 社債には、劣後特約付社債290,594百万円が含まれております。 | |
| 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は91,755百万円であります。 | |
| 16. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託4,602,967百万円であります。 | |
| 17. 関係会社に対する金銭債権総額 | 1,599,840百万円 |
| 18. 関係会社に対する金銭債務総額 | 1,183,145百万円 |
| 19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 | |

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなっております。なお、当事業年度は資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の額に達しているため、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上はありません。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	19,427百万円
役務取引等に係る収益総額	1,665百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,504百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	9,673百万円
役務取引等に係る費用総額	24,139百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,439百万円
その他の取引に係る費用総額	21,158百万円

(株主資本等変動計算書関係)

「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高	当事業年度変動額	当事業年度末残高
別途準備金	371,870百万円	一百万円	371,870百万円
繰越利益剰余金	655,071百万円	△75,199百万円	579,872百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△107

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	118,347	136,178	17,830
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	33,200	33,652	452
	その他	7,168	7,176	8
	外国債券	845	849	4
	その他	6,322	6,327	4
	小 計	158,715	177,008	18,292
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	112,591	104,574	△8,016
	外国債券	112,591	104,574	△8,016
	その他	—	—	—
	小 計	112,591	104,574	△8,016
合 計		271,307	281,582	10,275

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	340,947
関連法人等株式	61,931
合 計	402,878

(注) 子会社・子法人等及び関連法人等に対する出資金を含めております。

4. その他有価証券 (2020年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	1,014,739	416,962	597,776
	債券	1,461,837	1,458,337	3,500
	国債	1,053,929	1,053,492	437
	地方債	4,906	4,874	32
	短期社債	—	—	—
	社債	403,001	399,970	3,030
	その他	1,333,100	1,270,664	62,436
	外国株式	1,047	187	859
	外国債券	792,115	765,309	26,806
	その他	539,937	505,167	34,770
	小 計	3,809,677	3,145,964	663,713
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	93,423	120,227	△26,804
	債券	611,933	614,750	△2,817
	国債	308,631	309,155	△523
	地方債	9,879	9,914	△34
	短期社債	—	—	—
	社債	293,422	295,680	△2,258
	その他	1,267,148	1,381,170	△114,022
	外国株式	873	1,319	△445
	外国債券	529,471	557,215	△27,743
	その他	736,803	822,636	△85,833
	小 計	1,972,505	2,116,148	△143,643
合 計		5,782,183	5,262,113	520,069

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる主なその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	57,443
組合等出資金	103,193
その他	31,612

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当事業年度において、非上場株式について1,731百万円、その他について440百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	61,171	40,355	1,389
債券	372,898	2,542	2,930
国債	330,708	2,362	2,812
地方債	2,518	11	0
短期社債	—	—	—
社債	39,671	168	117
その他	3,094,381	67,795	20,011
外国株式	2,565	345	233
外国債券	2,573,278	42,816	7,757
その他	518,537	24,633	12,020
合 計	3,528,451	110,693	24,331

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式14,940百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	99	99	—	—	—

（注）当事業年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券償却所得税分	37,157百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額（貸出金償却含む）	30,101
繰延ヘッジ損益	23,771
その他	30,353
繰延税金資産小計	121,382
評価性引当額	△26,006
繰延税金資産合計	95,376
繰延税金負債	
退職給付関係	23,698
その他有価証券評価差額金	158,668
その他	4,870
繰延税金負債合計	187,237
繰延税金負債の純額	91,860百万円

(関連当事者との取引)

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	直接100%	金銭貸借取引	資金の借入 (注) 利息の支払 (注)	40,000 8,128	借入金 (注) 未払費用	650,000 2,452

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入金は全額、劣後特約付借入金であります。利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,204円76銭
1株当たりの当期純利益金額	74円47銭